

# 長寿(後期高齢者)医療保険料と 国民健康保険税の 徴収方法が10月から変更できます

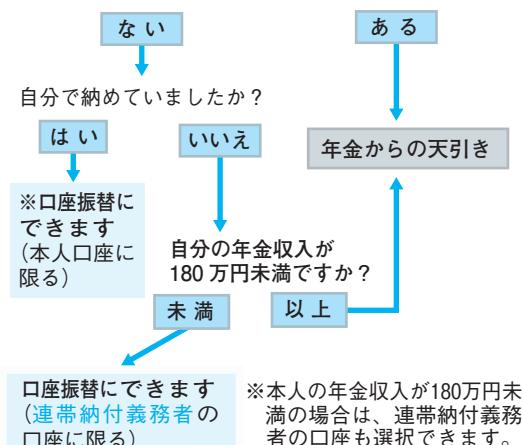
長寿(後期高齢者)医療保険料と国民健康保険税を年金から天引きされている方で、下の要件を満たす場合は、10月から年金天引きを停止して、口座振替(通帳引き落とし)ができるようになります。

## ○長寿医療保険料を年金天引きから口座振替に変更できる要件

- ①国民健康保険税を納付していた旧国保世帯主が、自分の口座から振替により納付する場合
- ②連帯納付義務者(住民基本台帳上の世帯主または配偶者)がいる年金収入180万円未満の方で、連帯納付義務者の口座からの振替により納付する場合

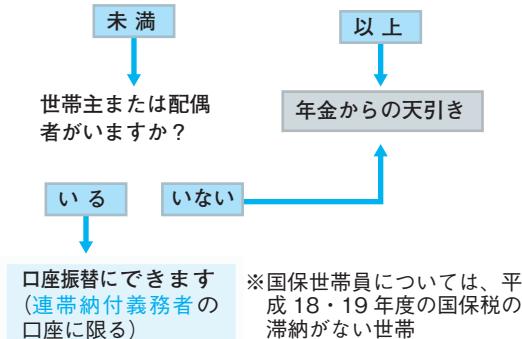
### 国保世帯主から長寿医療保険への移行者

平成18・19年度の国保税の滞納がありますか？



### 国保世帯員または社会保険から長寿医療保険への移行者

自分の年金収入が180万円未満ですか？

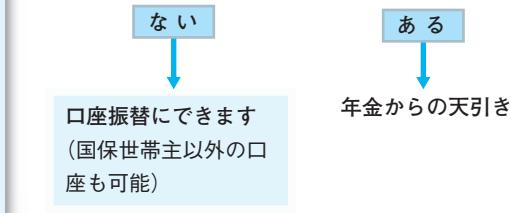


## ○国民健康保険税を年金天引きから口座振替に変更できる要件

- ①国民健康保険税を確実に納付している世帯が口座振替で納付する場合

### 国民健康保険世帯

平成18・19年度の国保税の滞納がありますか？



## 口座振替の手続き

口座振替を希望される方は、保険年金係の窓口で「納付方法変更申出書」および「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、提出ください。

※申出書に押す印鑑・振替用口座の通帳・その通帳の届出印を持参ください。

国民健康保険税を口座振替にする方で以前、登録していた口座を利用する方は、申出書に押す印鑑のみ持参ください。

**申出期限 8月15日（金）**

申出期限を過ぎても受付いたしますが、その場合の年金天引きの停止は12月以降になります。

### 問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159